

日本トランポビクス協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本トランポビクス協会」(以下「本会」)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、理事長の現住所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、わが国のトランポビクス界を統括する組織としてトランポビクスの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 トランポビクスの普及及び振興
- 2 トランポビクスに関する普及のための講習会等の開催
- 3 トランポビクスの指導者等の育成とその資格の認定
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織と機構

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 本会の目的に賛同する個人
- 2 本会の目的に賛同する法人
- 3 本会の目的に賛同する5人以上の団体及びクラブ

第6条 会員になろうとする者は、本会に加入届を行った者とする。ただし、会長が特に認めたもので加入届を行った者はこの限りではない。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- 1 理事5名以上10名以内。
 - (1) 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を常任理事とする。このほか、副会長を若干名置くことができる。
 - (2) 前項の会長及び理事長の2名を代表理事とし、理事長及び常務理事を業務執行理事とする。

- 2 監事2名

2 役員の仕事

- 1 会長は、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事長は、本会の代表理事として、その業務を執行し、会務を統理する。
- 4 常任理事は、理事長を補佐し、本会の業務執行理事として、理事会の議決した事項を処理する。
- 5 理事は、会務の審議及び執行にあたる。
- 6 監事は、会計を監査する。

3 役員を選出

- 1 会長は常任理事会において推挙する。
- 2 副会長は、常任理事会の同意を得て、会長が推挙する。
- 3 理事長は、会長が選任する。
- 4 常任理事は、理事長の推挙により選出する。

5 理事は、常任理事会において、選出する。

6 監事は、理事会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は補選するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会に顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ参与は会務に参与する。

2 任期は、委嘱した会長の任期終了までとする。

第4章 資産及び会計

第10条 本会の資産は次のとおりとする。

1 設立当初の財産目録に記載された資産

2 会費

3 資産から生ずる収入

4 事業に伴う収入

5 寄付金品

6 その他の収入

2 事業計画及び収支予算並びに収支決算については、理事会の議決を必要とする。

3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第11条 理事会は、本会の最高議決機関であって、代表理事が招集するほか代表理事が必要と認めるときに召集し、会長、副会長、理事長、常務理事、理事をもって構成し、本会運営の具体的事項について審議する。審議する事項は次のとおりとする。

1 規約の改廃に関する事。

2 運営方針に関する事。

3 事業に関する事。

4 予算と決算に関する事。

5 役員任免に関する事。

6 普及活動の具体的事項に関する事。

7 その他会長が必要と認めたもの

第12条 常任理事会は理事会の代決機関とし、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第13条 会議の議決は多数決で決め、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第14条 本会の総会は理事会総会とする。

(年会費等)

第15条 本会の年会費及び入会金等の額は、別に定める。

(年会費等の納入)

第16条 年会費等の納入は、毎年5月末日に完了するものとする。ただし、年度中途に加入する者は、入会時に入会金及び年会費を同時に納入しなければならない。

第6章 加入と脱退

第17条 本会に加入するものは所定の手続きをし、会費の納入をもって登録する。

第18条 本会の会員が会から脱退するときは、会長に届け出て許可を得なければならない。

附 則

第19条 この規約は、平成28年4月1日より施行する。

日本トランポビクス協会規約の細則

(目的)

第1条 本会が定める規約に基づき、その細則を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会は、次のものをもって会員とする。

- 1 賛同する指導員たるコーチ（以下「指導員会員」という。）
 - (1) 会費を納める。
 - (2) 健康保持していくことを目的にし、トランポビクス教室を開催することができる。
 - (3) 本会が主催する指導員育成研修や事業に参加することができる。
 - (4) 本会が主催する事業において各種特典を得ることができる。
- 2 賛同する者（以下「一般会員」という。）
 - (1) 会費を納める。
 - (2) 健康保持していくことを目的にし、トランポビクスを定期的に続けることができる。
 - (3) 本会が主催する事業において各種特典を得ることができる。
- 3 賛助会員

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- 1 指導員会員：入会金 3,000円（入会時のみ）
年 間 5,000円
- 2 一般会員：年 間 1,000円
- 3 賛助会員：法人 年間 一口 10,000円
個人 年間 一口 1,000円
- 4 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新)

第4条 本会の会員の更新にあたっては、同細則第3条の会費を納めるとともに、別紙「トランポビクス指導者制度 指導者資格／登録／登録更新」によるものとする。

(運営費)

第5条 本会の運営費は下記のを以てあてる。

- 1 指導員会員と一般会員が納入する会費をもってこれにあてる。
- 2 会費は、常任理事会にて協議し、理事会の合意によって決定または改正することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この細則は、平成30年4月21日に改正施行する。

トランポビクス指導者制度 指導者資格／登録／更新登録

日本トランポビクス協会（以下「本会」という）は、トランポビクスの育成・指導に当たる指導者の資質と指導力の向上及び組織的指導体制の確立を図るため、「日本トランポビクス協会指導者制度」を制定する。

トランポビクス指導者とは

トランポビクス指導者とは、本会の普及指導員の資格を有する者で、本会の掲げる目的に賛同し、各々の立場においてトランポビクスを通じて健康スポーツの振興と育成の任にあたる会員をいう。

指導者資格／登録／更新登録について

本会は、指導者を養成するため次の指導員認定講習会を開催する。

(指導者資格)

公認トランポビクス指導者資格

【トランポビクス指導員(コーチ)、上級指導員(マスターコーチ)、エグザミネー】

○指導員(コーチ)は

- ・地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や体力に合わせたトランポビクスの基礎的な実技指導にあたります。

○上級指導員(マスターコーチ)は

- ・広域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、体力レベルに応じたトランポビクスの基礎的な実技指導にあたります。
- ・養成コース検定を行うために必要な学科講習内容の研修を修了し、本会が実施する講習会などのワークショップ講師など、トランポビクス指導者の育成・指導にあたります。

○エグザミネーは

- ・講習会(資格認定テスト教習・資格認定テストの試験官)・ワークショップ講師・養成コース検定にあたります。
- ・トランポビクスの専門指導者として質の高い技術指導を行うとともに、各種の事業、計画の立案、地域スポーツ運営のためのコンサルティングなどに関する中心的な役割を担います。

(登録)

(1)指導員(コーチ)

- ・養成講習を修了し、検定に合格したもの
受講料 50,000 円(講習料 40,000 円、審査料 10,000 円)
登録料 5,000 円(登録有効期限 2 年)

(2)上級指導員(マスターコーチ)

- ・養成コース検定官認定講習を修了し、検定に合格したもの
受講料 30,000 円(講習料 20,000 円、審査料 10,000 円)
※養成コース検定官認定講習とは
養成コース検定を行うために必要な学科講習内容の研修
登録料 5,000 円(登録有効期限 2 年)

○エグザミネー

- ・プライマリー検定官認定研修を修了し、検定に合格したもの。
受講料 40,000 円（講習料 30,000 円、審査料 10,000 円）
※プライマリー検定官認定研修とは
プライマリー検定を行うために必要な学科講習内容、実技検定内容の研修
登録料 5,000 円（登録有効期限 2 年）

(登録更新)

登録有効期限内に所定の研修を受けること。研修が受けられなかった場合、認定期間中にレポートを提出し、更新手続きをする。

トランポビクス指導者の資格の喪失

指導員が次の各項に該当するとき、その資格を失う。

- (1) 本会の会員から退いたとき
- (2) トランポビクスの指導者としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 認定期間中に理由なく所定の研修を受けなかったときやレポートを提出しなかったとき
- (4) 資格認定の期間終了日まで更新の手続きを行わなかったとき